産業廃棄物処理業優良化推進事業費

5 2 百万円 (5 1 百万円)

廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

1. 事業の概要

産業廃棄物の適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制強化とともに、優良な処理業者の育成や、優良業者が市場の中で優位に立てるような仕組みづくりが必要である。

また、優良な処理業者による資源循環ビジネスは、循環型社会ビジネスの実現や環境と経済の統合に向けて鍵を握る部門のひとつでもある。

このため、産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、処理業者の優良性に係る評価制度と評価基準の設定、産業廃棄物処理業の将来ビジョンやこれからの新しいビジネスモデルの提示など、<u>優良処理業者の育成と産廃処理ビジネスの活性化を</u>推進するために必要な各種調査・事業を実施する。

2. 事業計画

- (1)優良業者育成のための情報インフラの整備
- (2)優良性の評価基準の高度化等のための調査・検討
- (3)新ビジネスモデルの検討
- (4)産業廃棄物処理事業実態調査

3. 施策の効果

悪質な業者を淘汰され、市場原理を通じて優良な産業廃棄物処理業者が 市場の中で優位に立つ構造転換の推進

産業廃棄物処理ビジネスの振興

産業廃棄物の処理ビジネスにおけるリデュース・リユース・リサイクルの3Rの推進

産業廃棄物処理業優良化推進事業について

廃棄物 = 不要なもの



無責任状態での経済原則

処理コスト負担の 動機付けがない

安かろう悪かろう の処理

廃掃法改正

(規制強化)

による

構造改革

悪貨が良貨を駆逐 (優良業者が市場の中で 優位に立てない)



不法投棄など不適正処理 の横行

産業廃棄物に対する 国民の不信感の増大

処理の破綻



環境負荷等の悪影響

廃棄物 = 不要なもの



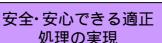
自己責任が伴う中での 経済原則

> 排出事業者が最後 まで責任を持つ

確実かつ適正な処理

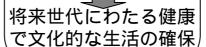
排出事業者が優良 業者を選択

(悪質業者が市場から淘汰され



産業廃棄物に対する 国民の信頼の回復

循環型社会の構築



中環審意見具申(H16.1.18)

産業廃棄物処理業界の優良化に対 しインセンティブを付与すべき



《既存施策》

- ■経営実態等の把握
- ■優良性に係る評価基準の設定
- ■将来ビジョンやビジネスモデルの提示

《新規施策》

処理業者

の優良化

と資源循

環ビジネ

スの促進

優良な処理業者育成のための 情報インフラの整備

- → 都道府県における基準適合性審査 のための行政情報ネットワーク
- → 排出事業者における優良業者選択のための業者情報ネットワーク

優良性の評価基準の高度化

評価基準の高度化・詳細化、排出事業者の優良化のための評価指標の検討新ビジネスモデル実証事業 処理業の新たなビジネスモデルにつ

処理業の新たなビジネスモデルについての検討



資源循環ビジネスの振興